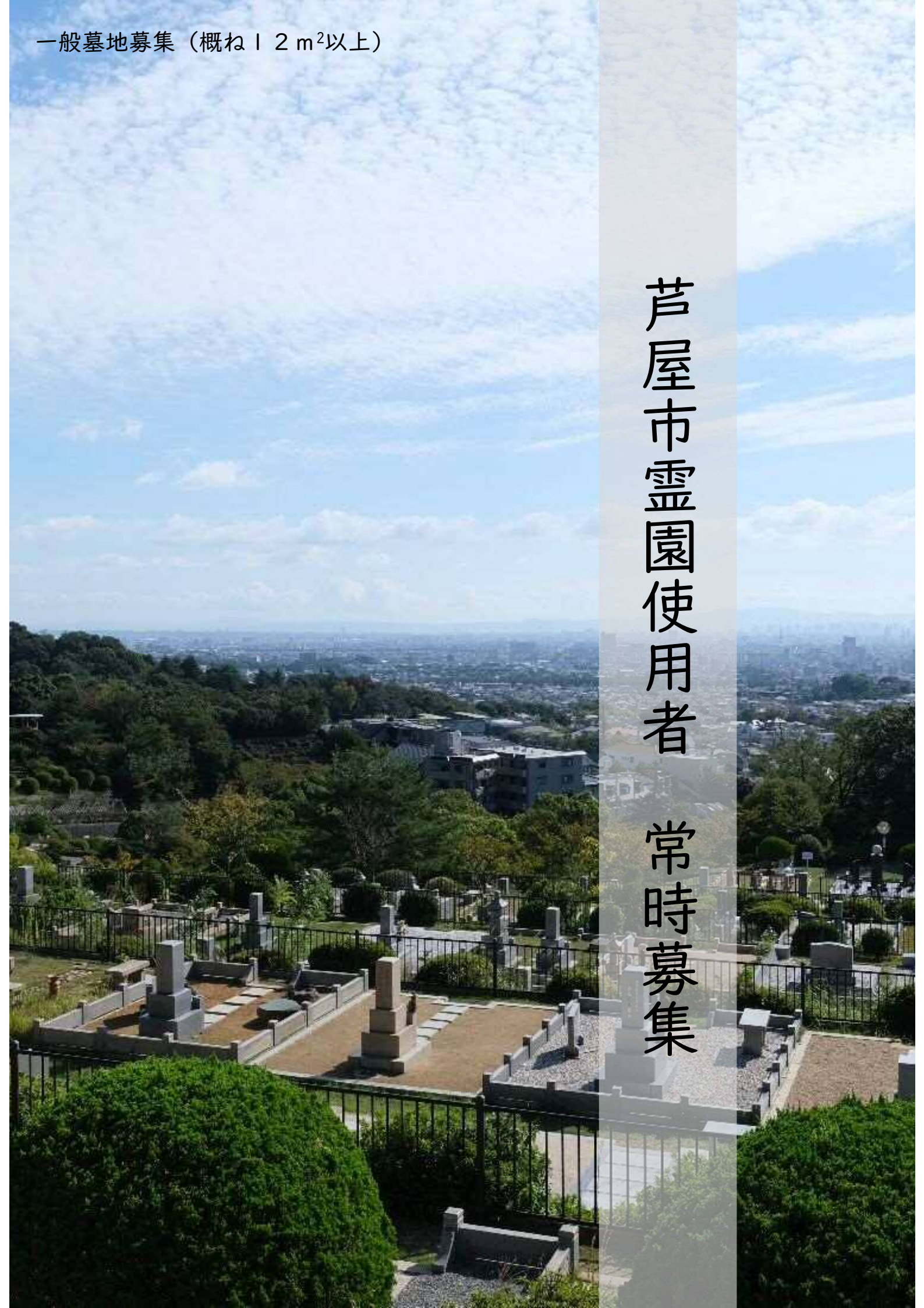


一般墓地募集（概ね12m²以上）

芦屋市霊園使用者
常時募集



申込方法

■募集墓地（概ね12m²以上）

別冊「募集墓地一覧（概ね12m²以上）」をご確認ください。

■受付期間 **通年（先着順）**

- ・同一区画に対して同日に複数の申込みがあった場合は抽選とします。抽選日については、後日申込者にお知らせします。
- ・郵送の場合、環境課霊園・火葬場係が書類を受け付けた日を申込日とします。

■提出書類

以下の書類を申込先まで提出してください。

- ①芦屋市霊園一般墓地使用申込書（常時募集）
- ②世帯全員の住民票の写し

※①申込書の「住民票の閲覧に同意する」にチェックした場合は不要です。

申込先（郵送・持参可）

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

芦屋市市民生活部環境・経済室環境課 霊園・火葬場係 あて

TEL：0797-38-3105

※令和6年6月より上記住所の芦屋市役所北館3階に移転しています。

申込みできる方

お申込みをされる方は、次のすべての項目に当てはまる必要があります。

- (1) 申込日までに1年以上継続して、芦屋市に住民登録をしていること。
- (2) 既に、芦屋市霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと。
- (3) 既に、芦屋市霊園合葬式墓地の生前申込を行っていないこと。
- (4) 使用許可後1年以内に墓石、巻石等を設置できること。
- (5) 使用料について、納付書発行後、概ね1か月以内に一括納入できること。

■遵守事項

- (1) 原則1世帯につき1区画1通のみ申込みできます。
- (2) 申込書に記入漏れや誤りがないよう提出前に十分にご確認ください。
- (3) 申込み受付後に区画の変更はできません。
- (4) 申込者の変更は原則認められません。
- (5) 提出した書類等は返却しません。

申込み後の手続

1 使用許可の申請

申込者には、申請に必要な書類を郵送します。次の書類をご用意の上、芦屋市環境課（市役所北館3階）までお越しください。日時は、別途ご相談させていただきます。

- ①一般墓地使用許可申請書（実印押印）
- ②一般墓地使用における同意書
- ③印鑑登録証明書
- ④戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

2 使用料の納付

申請書類の確認が終了した後、納付書をお渡ししますので、芦屋市の指定する金融機関で納入期限までに（概ね1か月以内に）一括でお支払いください。

3 維持費の納付

霊園の維持管理に必要な年間経費です。区画面積1㎡当たり1,220円で算出した額を毎年4月に納付していただきます。申込年度分は月割相当額となります。使用料と一緒に納付書をお渡ししますので、お支払いください。

※区画面積1㎡当たり1,220円は、令和6年4月現在の金額です。

今後、条例改正により変更する場合がありますので、ご承知おきください。

4 使用許可

使用料及び維持費が納付されていることを確認した後、一般墓地使用許可書を発行します。

墓地使用時の遵守事項

1 墓碑の建立について

- (1) 墓碑の建立にあたっては原則、正面に家名を表示してください。
- (2) 墓碑は申込者の費用で建立（刻印）してください。
- (3) 墓碑の建立は、使用場所1区画につき原則1基です。
- (4) 区画の中（使用許可区域内）は、申込者の責任で定期的に清掃や除草等の維持管理をしてください。
- (5) 芝生墓地は洋風墓地を設置する目的で造成したものですので、和風墓碑等の建立は認められません。
- (6) 墓碑等の工作物の建設等の際は施設建設施工届、建設後は施設建設完了届を提出してください。

上記以外の基準等については、芦屋市環境課にお問い合わせください。

2 使用許可の取消しについて

次の項目のいずれかに該当した場合は、芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例第16条の規定により、霊園の使用許可を取り消す場合があります。

- (1) 許可を受けた目的以外に一般墓地を使用したとき。
- (2) 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めたとき。
- (4) 市長の命じた使用場所の施設の維持管理をせず、放任のまま5年を経過したとき。
- (5) 許可を受けた後、目的の使用設備を設けず、1年を経過したとき。
- (6) 法令（墓地、埋葬等に関する法律、同法施行規則）又は芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

使用料の返還

芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例第12条の規定により既納の使用料は返還しません。

ただし、一般墓地の使用を許可した日から3年以内に使用場所の全部を返還したとき（使用許可の取消しの場合を除く）は、使用料の7割相当額を返還します。

なお、返還の際はご自身の費用で更地（巻石等もすべて撤去）にしてください。

【問い合わせ先】

芦屋市市民生活部環境・経済室環境課
霊園・火葬場係

TEL：0797-38-3105

FAX：0797-38-2162

※令和6年6月より芦屋市役所北館3階
に移転しました。